

平成27年度後期高齢者医療保険のお知らせ



詳しくは町住民生活課におたずねください

等割額の5割軽減と2割軽減の対象者が拡大されました。

●**均等割額の軽減（被保険者と世帯主の総所得金額で計算）**

▼**9割軽減**

基礎控除（33万円）を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下（そのほかの各種所得がない場合）

▼**8・5割軽減**

基礎控除（33万円）を超えない

世帯

▼**5割軽減**

基礎控除（33万円）＋「26万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯（対象者拡大）

▼**2割軽減**

基礎控除（33万円）＋「47万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯（対象者拡大）

●**所得割額の軽減（被保険者の総所得金額で計算）**

▼**5割軽減**

被保険者の総所得金額などが「基礎控除（33万円）＋58万円」を超えない人

※後期高齢者医療保険の資格を得た日の前日まで被用者保険加入者に扶養されていた人は、均等割額が9割軽減され、所得割額は掛かりません。

■平成27年度の保険料率は平成26年度と同一になります

後期高齢者医療保険料は2年ごとに直され、平成27年度の保険料率は平成26年度と同一です。

●平成27年度の後期高齢者医療保険料率

▼均等割額 年額47,900円

▼所得割率 9・26%

1人当たりの年間保険料額は、「均等割額＋所得割額（基礎控除後の総所得金額×9・26%）」で、上限額は57万円です。

※算定方法は、県内市町村で全て同じです。

■保険料軽減対象者が拡大します

平成27年度の保険料軽減対象者は次のとおりです。このうち、均

■後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書を送付しました

今月から、平成27年度後期高齢者医療保険料の仮徴収が始まります。仮徴収の対象になる人には、「後期高齢者医療仮徴収保険料額決定通知書」を送付しました。仮徴収保険料額などが記載されていますので、必ずご確認ください。

仮徴収として、4月・6月・8月分が特別徴収（年金からの差引き）になる人は、次のとおりです。

○平成26年度の保険料が年金支給月からの特別徴収だった人で、平成27年2月に支給された年金から特別徴収された人

○平成26年度の4月から9月に資格を取得し、平成26年度の保険料が普通徴収だった人

※仮徴収となる人の保険料は、平成27年度所得が確定した後の7月に本算定が行われて保険料額が決定するため、7月に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付します。

■健康診査を受診しましょう

町では、被保険者の皆さんを対象に健康診査を実施します。健康診査を受診することは、疾病の

早期発見・早期治療につながります。忘れずに受診して、自分の体と健康の状態を確認しましょう。

詳しい日程などについては、町住民生活課にお問い合わせください。

●**健診で受けられる検査項目**

問診・身体測定・血圧・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査・尿検査・貧血検査・心電図検査など

●**自己負担額**

800円

※がん検診・結核検査を併せて受診する場合は、別途自己負担が必要です。

■平成27年度あんま・はり・きゅう治療券の利用について

後期高齢者医療では、あんま・はり・きゅうの治療を受ける場合に、平成28年3月31日（木）まで

使用できる治療券（1人当たり1000円の5枚）を利用できます。治療券は、町と協定を結んでいる

施設で使用できます。必要人は、後期高齢者医療被保険者証と印かんをお持ちの上、町住民生活課で申請してください。

▼**申請期間**

4月1日（水）～平成28年3月31日（木）

対象となる人には「後期高齢者医療仮徴収保険料額決定通知書」を送付しましたので、記載事項を必ずご確認ください。

国民健康保険

国民健康保険被保険者証の交換はお早めに



町住民生活課で交換または手続きをしてください

国民健康保険被保険者証の交換はお済みですか

国民健康保険に加入している人で、まだ平成27年度の被保険者証（薄い青色）に交換していない人は、古い被保険者証（薄い桃色）をお持ちになり、町住民生活課で交換してください。

世帯に国保加入者が複数いる場合は、加入者全員の被保険者証をお持ちください。また、やむを得ない理由で別世帯の代理人に切り替えを依頼する場合は、委任状が必要です。

就職などで資格の異動があるときは、届け出を忘れずに

就職したときは
就職ではほかの健康保険に加入し

たときや、健康保険の被扶養者に認定されたときは、国保の資格喪失の届け出が必要です。

退職したときは

退職して健康保険の資格を喪失したときや、健康保険の任意継続を喪失したとき、健康保険の被扶養者から外れたときは、国保の資格取得の届け出が必要です。

手続きなどの詳しいことは町住民生活課にお問い合わせください。

4月から「子ども医療費助成」手続きは福祉課へ

今まで住民生活課で行なっていた子ども医療費に関する手続きの窓口が、4月から福祉課に変わりました。

子ども医療費助成に関する手続きは、福祉課にお願いします。

お問い合わせ先

国民健康保険について

町住民生活課
☎096-234-1113

（内線106）
✉klg204@town.kosa.lg.jp

子ども医療費助成について
町福祉課
☎096-234-1114

（内線144）
✉klg205@town.kosa.lg.jp

男女共同参画

「イクメン」などの皆さんをご紹介

共働き家庭などの増加で、家事や子育てに積極的に参加する男性が増えていきます。

町民の皆さんに男女共同参画について考えていただくために、「家事男（カジダン）」、「育爺（イクジイ）」、「イクメン」の皆さんをご紹介します。

子どもと触れ合う時間を大切に過ごしたい

結婚6年目、4歳と2歳の女の子2人の父親です。我が家は夫婦共働きの家庭です。

ほとんどのことが妻に任せっきりになっていますが、帰ってからのお風呂と寝かしつける役目は、

家事や子育てに奮闘する男性をご紹介します ⑪



子どもたちと妻との時間を大切に

唯一子どもと向き合える時間だと思つて大事にしています。お互い働いているので、子どもとの時間も大切にしながら妻との時間も大切にしたいため、夫婦で子育てをやつていけたらと思つています。

なかなか子どもとの時間を作る事が出来ていないと思うので、休みの日はできるだけ子どもと遊んであげることが心がけています。

1人目の子が産まれてから、妻は仕事を辞めていましたが、昨年からはまた働きだしました。休日出勤の場合もあるため、私が1人で子供の面倒を見ることも増え、妻の偉大さを身にしみて感じているこの頃です。

お互いに助け合い、家庭円満でいられるようにお互いを尊重しながら子育てをしていきたいと思つています。（T・O）

家事や子育てに奮闘する様子をご紹介させていただきます

男性の皆さんが日ごろの家事や子育てに奮闘されている様子をぜひご紹介させていただきます。

※応募する際は、写真および子育てについての意見などを町総務課までご提出ください。

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線106) ✉klg204@town.kosa.lg.jp

町総務課 ☎096-234-1140(内線223) ✉klg202@town.kosa.lg.jp